

令和5年度福岡市物価高騰緊急支援給付金

物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して、給付金を支給します。

1. 支給対象者

令和5年12月1日現在、福岡市に住民登録がある世帯の世帯主

2. 支給額

住民税非課税世帯

1世帯当たり 7万円

住民税均等割のみ課税世帯

1世帯当たり 10万円

低所得者の子育て世帯への加算（こども加算） 児童1人当たり 5万円

3. 支給要件

【共通要件】

- 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと
- 住民税が課されている親族等から扶養される者のみからなる世帯でないこと
- 他の市区町村で同制度による給付金を受給した又は受給する予定のある世帯でないこと

【個別要件】

住民税非課税世帯

世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税であること

住民税均等割のみ課税世帯

世帯全員が令和5年度住民税所得割を課されておらず、世帯のうち少なくとも一人が住民税均等割のみ課税されていること

低所得者の子育て世帯への加算（こども加算）世帯

「住民税非課税世帯」または「住民税均等割のみ課税世帯」の世帯主で、18歳以下の児童（平成17年4月2日生まれ以降の児童）を扶養していること
※18歳以下の児童が世帯主の場合は対象人数に含まない

4. 提出期限・提出先

【提出期限】 令和6年4月30日（火）
(消印有効)

福岡市が書類を受理した日から、3週間程度で支給できる予定です。
※書類の受理が集中している時期は、支給が遅くなる場合があります

※令和5年12月2日以降に生まれたこども（新生児）を扶養している世帯への「こども加算」分のみ、
提出期限は令和6年8月31日（土）（消印有効）となります。

【提出先】 福岡市物価高騰緊急支援給付金事務処理センター
〒810-0041 福岡市中央区大名1丁目4-1 NDビル2階

区役所や市役所の窓口での提出はできません

福岡市物価高騰緊急支援給付金の詳しい情報は、市のホームページをご覧ください。

裏面もご確認ください

福岡市 物価高騰緊急支援給付金 検索

5. 手続き方法

対象者には原則「支給案内通知書」または「支給要件確認書」を発送します。詳細は各書類を確認してください。

●「支給案内通知書」が届いた世帯

- ・原則、手続きは不要です。「支給案内通知書」に記載の「支給予定日」に、「振込予定口座」へ振り込みます。

●「支給要件確認書」が届いた世帯

- ・「支給要件確認書」に必要事項を記載し、必要書類を同封の上、郵送にて提出してください。

※住民税均等割のみ課税世帯の方はスマートフォンから手続きすることも可能です。（詳細は「支給要件確認書」を確認してください）

●支給要件を満たしているにもかかわらず、申請書による手続きが必要な場合がある世帯

【住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯（共通）】

- ・令和5年1月2日以降に福岡市に転入した人がいる世帯
- ・税の修正申告等により支給要件を満たすようになった世帯

【低所得者の子育て世帯への加算（こども加算）世帯】

- ・令和5年12月2日以降に生まれたこども（新生児）を扶養している世帯
- ・寮に入っている等の理由で別世帯となっている18歳以下の児童を扶養している世帯

●確認書または申請書を記載する前に、以下を確認してください。

- 世帯の中に、租税条約による免除の届出によって住民税均等割又は所得割が課されていない方がいる場合は、支給対象となりません。
- 世帯主または世帯員が、税の修正申告等を行うことにより支給要件を満たさなくなった場合は、支給対象となりません。
- 書類の内容に誤りがあった場合は、給付金の返還を求めることがあります。また、意図的に虚偽の記載をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる可能性があります。

●確認書または申請書に、必要事項を漏れなく記入してください。

- 記載する際は、必ず記入例を確認してください。
- 原則、口座振込により支給しますが、金融機関で口座を作れない等、どうしても口座による受け取りができない方は、下記コールセンターへお問い合わせください。（口座振込以外の支給方法の場合、支給の時期が遅くなります）

●確認書または申請書を提出する前に、以下を確認の上、郵送にて提出してください。

- 必要事項を漏れなく記入した。
 - 必要書類を漏れなく同封した。
- ※ 書類の記載内容や必要書類に不備があった場合、書類の修正や追加提出を求めることがあります。また、確認に時間がかかり、支給が遅くなる場合があります。



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

- ・手続きに現金自動預払機(ATM)は、絶対に使用しません。
- ・給付金のご自宅を訪問することは、絶対にありません。

自宅に福岡市の職員などをかたる不審な電話や訪問があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

Inquiries

咨询电话

문의처

Liên hệ

सोधपुछ

福岡市緊急支援給付金コールセンター

Fukuoka City Call Center for Emergency Monetary Relief

福岡市緊急支援補助金電話服务中心

후쿠오카시 긴급 지원 금부금 콜센터

Tổng đài tư vấn tiền trợ cấp khẩn cấp thành phố Fukuoka

फुकुओका शहर आपतकालीन लाभ सहायता कल सेन्टर

Tel.0120-103-525

FAX.050-1704-1925

メール.r5kinkyushien@city-fukuoka-kyufu.com

Support available in English, Chinese, Korean, Vietnamese and Nepali

受付時間 平日午前9時～午後6時(土・日・祝日休み)

Lines open: weekdays 9:00 a.m. - 6:00 p.m. (lines closed: weekends and public holidays)

受理時間 工作日9:00-18:00 (周六周日法定节假日不受理)

운영시간 평일 오전9시~오후6시(토·일·공휴일 휴무)

Thời gian tiếp nhận: Các ngày trong tuần từ 9:00 ~ 18:00 (nghỉ vào thứ Bảy, Chủ Nhật, ngày nghỉ lễ)
खुले समय: अफिस खुले दिनको बिहान 9:00 बजेदेखि बेलुकी 6:00 बजेसम्म (शनि, आइत, र रातो बिदाको दिनमा बन्द)

The information on this leaflet is available in multiple languages on the Fukuoka City official website.

本宣传单的各相关内容以多语言刊登在官网上。

본 안내지 내용에 관한 정보는 홈페이지에 다언어로 게재합니다.

Thông tin liên quan đến nội dung của tờ rơi này được đăng tải trên trang chủ bằng nhiều thứ tiếng.

यो सूचनाको विवरण सम्बन्धी जानकारीलाई होमपेजमा बहुभाषामा राखिएको छ।

